



平成24年12月12日

各位

会社名：株式会社じもとホールディングス  
（コード番号：7161 東証第一部）  
代表者名：取締役社長 栗野 学  
問合せ先：取締役総合企画部長 芳賀 隆之  
（TEL.022-722-0011）

### 第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構に対して当社C種優先株式及び当社D種優先株式（C種優先株式とD種優先株式をあわせて、以下「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本優先株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本優先株式発行につきましては、当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）が金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）附則第9条第1項に基づき行った引受けに係る申込みに対し、平成24年9月13日に金融庁においてかかる株式の引受けが決定されております。

また、かかる決定を受けて、きらやか銀行の同年9月14日付プレスリリース「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」において本優先株式の発行要項は公表されております。

### 記

#### I. 本優先株式発行の目的

平成24年10月1日に実現したきらやか銀行と株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）との経営統合により、当社、きらやか銀行、仙台銀行及び両行の関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、東日本大震災（以下「大震災」といいます。）による被災地に営業基盤を持つ地域金融グループとして、今後本格化する復興需要を契機とした地元経済の再生に共同で邁進しております。また、既に仙台銀行では、本格的な復興支援のための堅確な財務基盤を確保するため、平成23年9月に公的資金の申請を行い、資本の増強を実施し、地元経済の復興支援を積極的に行っております。

一方、きらやか銀行の営業エリアにおきましては、宮城県、福島県はもとより、直接的な被害が少なかった地元山形県におきましても、風評等による2次的被災により多大な被害、損失が発生しており、現在もお大震災からの復興の途上にあります。また、山形県では、現在も被災地から多数の被災者を受け入れ、被災者支援を継続しております。未曾有の被害をもたらした大震災の発生から1年9ヶ月余りが経過いたしました。未だ被災地域におきましては厳しい経済環境にあり、今後の復興支援に向けて地域金融機関の役割は引き続き非常に重要であると考えております。

きらやか銀行では、既に平成21年9月に金融機能強化法に基づく第III種優先株式の発行を通じた国の資本参加を受け、十分な自己資本が確保されておりますが、仙台銀行と両行同一步調による震災復興支援を共同して推進していくためには、当社グループとして更なる自己資本の充実をはかり、きらやか銀行についても仙台銀行と同様に、本格的な復興支援のための堅確な財務基盤を確保するための資本を増強し、貸出余力を創造することが必要と判断し、きらやか銀行は金融庁に対し、金融機能強化法附則第9条第1項に定める「震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等」として、当社の発行する株式の引受けに係る申込みを行い、平成24年9月13日に、金融庁において本優先株式の引受けが決定されま

した。

なお、C種優先株式発行の条件として、現在、株式会社整理回収機構にお引受け頂いておりますA種優先株式について、取得（消却）することが必要とされており、本日開催された当社臨時株主総会において、A種優先株式取得の議案が承認されたため、当社は、本日、本優先株式の発行を決議いたしました。

## II. 本優先株式発行の日程

平成24年12月12日 当社臨時株主総会（A種優先株式を取得する件（会社法第156条第1項による自己株式の取得）  
当社取締役会決議（C種優先株式及びD種優先株式を発行する件）  
臨時報告書提出

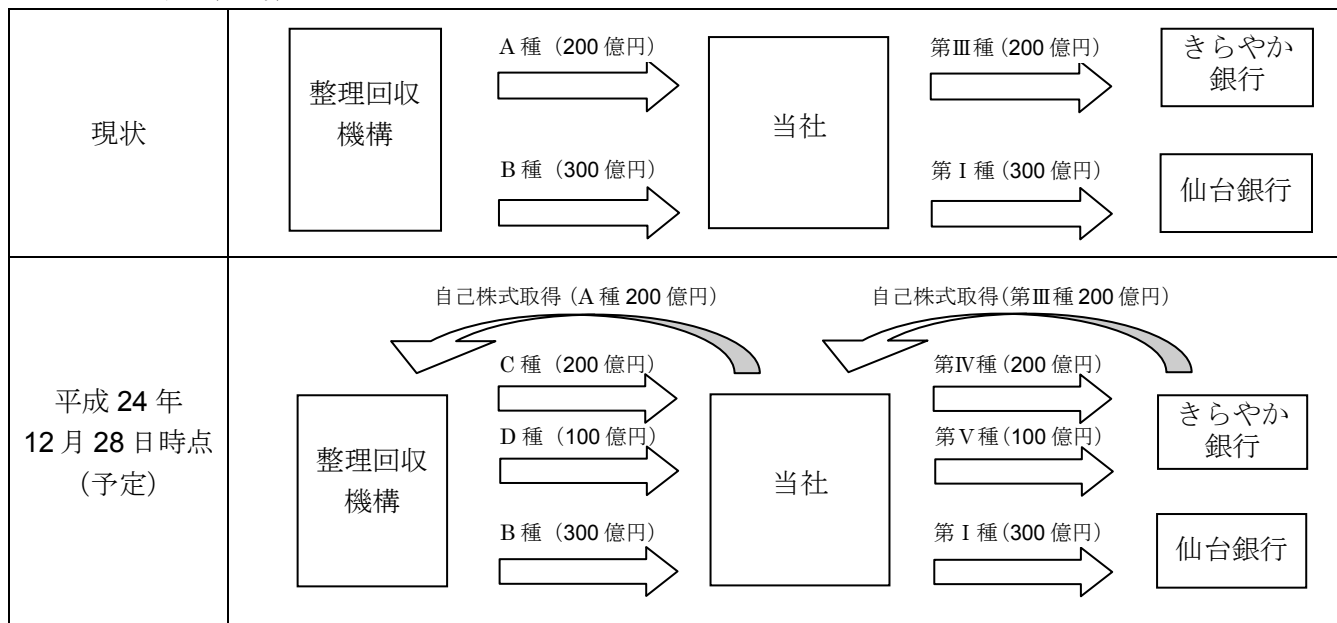
平成24年12月28日 A種優先株式取得・消却（予定）  
C種優先株式及びD種優先株式発行（払込）（予定）

## III. 第三者割当による本優先株式発行について

当社は、きらやか銀行が平成21年9月30日に発行したきらやか銀行第III種優先株式（200億円）に対応するA種優先株式と仙台銀行が平成23年9月30日に発行した仙台銀行第I種優先株式（300億円）に対応するB種優先株式の合計500億円を公的資金として国にお引受け頂いております。

当社は、新たにC種優先株式（200億円）とD種優先株式（100億円）を発行することにより300億円の公的資金を国にお引受け頂くこととなりますが、C種優先株式（200億円）の発行については、同日にA種優先株式（200億円）を取得（消却）することを条件としていることから、新たに国にお引受け頂く公的資金の純増加額は100億円であり、総額は600億円となります。

<スキーム図（参考）>



※上記の各金額は各優先株式の払込金額の総額

### 1. 募集の概要

#### (1) C種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成24年12月28日
(2) 発行新株式数	100,000,000株
(3) 発行価額	1株につき200円

(4) 発行価額の総額	20,000,000,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 100 円
(6) 資本組入額の総額	10,000,000,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に全株式を割り当てます。
(8) その他	上記各号については、平成 24 年 12 月 28 日に A 種優先株式を取得 (消却) することが条件となります。

(2) D 種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成 24 年 12 月 28 日
(2) 発行新株式数	50,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 200 円
(4) 発行価額の総額	10,000,000,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 100 円
(6) 資本組入額の総額	5,000,000,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に全株式を割り当てます。
(8) その他	該当なし

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本優先株式発行の目的」記載のとおり、当社グループとして、震災復興支援を迅速かつ着実に実施していくためには、更なる自己資本の充実が必要なことから、株式会社整理回収機構を割当先として発行する C 種優先株式 (200 億円) 及び D 種優先株式 (100 億円) の発行による資本調達を行うものです。今後当社グループでは、同一経済圏としての役割を強めている主要営業基盤である山形・宮城両県内をはじめとした、被災地域の経済活性化を図るため、復興支援を継続的に推進し、積極的かつ円滑な資金供給機能を十分発揮するよう努めてまいります。

なお、C 種優先株式 (200 億円) の発行については、当社が現在発行している A 種優先株式 (200 億円) を取得 (消却) することを条件として行うものです。

本優先株式の詳細につきましては、別紙の発行要項をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期並びに資金用途の合理性に関する考え方

(1) C 種優先株式

①調達する資金の額 (差引手取概算額)	払込金額の総額 20,000,000,000 円 (差引手取概算額 19,983,000,000 円※) ※ 発行諸費用の概算額 17,000,000 円 (見込み) (内訳: 登記関係費用等)
②調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期	上記の差引手取概算額 19,983,000,000 円につきましては、平成 24 年 12 月 28 日にきらやか銀行が発行する第 IV 種優先株式(200 億円)の払込金の一部に全額充当します。きらやか銀行では、営業基盤における地域経済の活性化に向け、中小企業をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすため、貸出金等の運転資金に全額充当します。
③資金用途の合理性に関する考え方	この度の資金調達は、当社グループが被災地に営業基盤を持つ金融機関として、今後本格化する復興需要を契機とした地元経済の再生に邁進するために、当社グループとし

	て更なる自己資本の充実を図り、堅確な財務基盤を確保することを目的として行われるものであることから、合理性があるものと考えております。
--	--

(2) D種優先株式

①調達する資金の額（差引手取概算額）	<p>払込金額の総額 10,000,000,000 円          （差引手取概算額 9,991,500,000 円※）          ※ 発行諸費用の概算額 8,500,000 円（見込み）          （内訳：登記関係費用等）</p>
②調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期	<p>上記の差引手取概算額 9,991,500,000 円につきましては、平成 24 年 12 月 28 日にきらやか銀行が発行する第 V 種優先株式（100 億円）の払込金の一部に全額充当します。きらやか銀行では、営業基盤における地域経済の活性化に向け、中小企業をはじめとするお取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすため、貸出金等の運転資金に全額充当します。</p>
③資金用途の合理性に関する考え方	<p>この度の資金調達は、当社グループが被災地に営業基盤を持つ金融機関として、今後本格化する復興需要を契機とした地元経済の再生に邁進するために、当社グループとして更なる自己資本の充実を図り、堅確な財務基盤を確保することを目的として行われるものであることから、合理性があるものと考えております。</p>

4. 発行条件等の合理性

(1) C種優先株式

①払込金額の算定根拠及びその具体的な内容	<p>C種優先株式の発行は、払込期日と同日にA種優先株式を取得（消却）することを条件としており、これら2種の優先株式の発行要項（発行総額、取得請求期間、一斉取得日、取得価額、下限取得価額、配当率等の諸条件）は同一となるよう設計されていることから、これら2種の優先株式の有する価値の水準に拘わらず、A種優先株式をその払込金額（200 億円）に経過配当金相当額を加えた金銭で取得し、C種優先株式を同一の払込金相当額（200 億円）で同一の株主に割り当てることは、割当先に特に有利ではなく適法であると判断しております。</p> <p>なお、発行決議に際して、本日開催の取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役であり、社外監査役1名は欠席）全員が、C種優先株式の発行の前提条件を考慮し、払込金額が割当先に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。</p>
②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	<p>C種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であります。</p> <p>当社といたしましては、C種優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定された経営強化計画における収益の見通し及び剰余金の処分の方針に基づき、財源確保のための方策を着実に実践し、C種優先株式の取得（消却）を進めていくこ</p>

とで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

なお、C種優先株式の当初取得価額は、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）の平成24年12月21日（当日を含む）までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額（A種優先株式の取得価額）となり、下限取得価額は55円（A種優先株式の下限取得価額）となります。

C種優先株式の下限取得価額55円で算出した希薄化率（ご参考）及びC種優先株式の下限取得価額55円及びD種優先株式の下限取得価額148円（平成24年12月5日～11日の終値の平均値に0.7を乗じた金額）で算出した本優先株式の希薄化率（C種優先株式及びD種優先株式を合算した希薄化率）は以下のとおりとなります。

**【本優先株式の希薄化率】**

	株 式 数	議決権の総数
本優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数	431,203,930 株	4,312,039 個 (A)
本優先株式割当てに係る募集事項の決定前における発行済株式総数・議決権の総数	178,867,630 株	1,785,077 個 (B)
希 薄 化 率	(A+B) ×100 (%)	241.56%

(平成24年10月31日現在)

**【C種優先株式の希薄化率（ご参考）】**

	株 式 数	議決権の総数
C種優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数	363,636,363 株	3,636,363 個 (A)
C種優先株式割当てに係る募集事項の決定前における発行済株式総数・議決権の総数	178,867,630 株	1,785,077 個 (B)
希 薄 化 率	(A+B) ×100 (%)	203.71%

(平成24年10月31日現在)

	<p>なお、C種優先株式の希薄化率は、C種優先株式の発行と同時に取得（消却）するA種優先株式における希薄化率と同率であることから、C種優先株式の発行により株主の皆様 に不利益を生じるものではないと考えております。</p>
--	--

(2) D種優先株式

<p>①払込金額の算定根拠及びその具体的な内容</p>	<p>当社は、D種優先株式の優先配当率、優先株主が負担することになるクレジット・コスト及び当社普通株式を対価とする取得請求権等のD種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、またさらやか銀行が独立した第三者機関（野村証券株式会社）より取得した価値算定書を参照し、さらに当社グループの置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、D種優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当社としては、公正な水準であると判断しております。</p> <p>なお、発行決議に際して、本日開催の取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役であり、社外監査役1名は欠席）全員が、D種優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また、上記の価値算定書も参照した上で、払込金額が割当先に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明しております。</p>						
<p>②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠</p>	<p>D種優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であります。</p> <p>当社といたしましては、D種優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定された経営強化計画における収益の見通し及び剰余金の処分の方針に基づき、財源確保のための方策を着実に実践し、D種優先株式の取得（消却）を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。</p> <p>なお、D種優先株式の当初取得価額は、取得請求期間の初日（平成25年6月29日）に先立つ5連続取引日における終値の平均値に相当する金額となり、下限取得価額は148円（平成24年12月5日～11日の終値の平均値に0.7を乗じた金額）となります。</p> <p>D種優先株式の下限取得価額 148円 で算出した希薄化率（ご参考）及び C種優先株式の下限取得価額 55円 及び D種優先株式の下限取得価額 148円（平成24年12月5日～11日の終値の平均値に0.7を乗じた金額）で算出した本優先株式の希薄化率（C種優先株式及びD種優先株式を合算した希薄化率）は以下のとおりとなります。</p> <p><b>【本優先株式の希薄化率】</b></p> <table border="1" data-bbox="667 1787 1410 2065"> <thead> <tr> <th></th> <th>株 式 数</th> <th>議決権の総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数</td> <td>431,203,930 株</td> <td>4,312,039 個 (A)</td> </tr> </tbody> </table>		株 式 数	議決権の総数	本優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数	431,203,930 株	4,312,039 個 (A)
	株 式 数	議決権の総数					
本優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数	431,203,930 株	4,312,039 個 (A)					

本優先株式割当てに係る募集事項の決定前における発行済株式総数・議決権の総数	178,867,630 株	1,785,077 個 (B)
希薄化率	(A+B) ×100 (%)	241.56%
(平成 24 年 10 月 31 日現在)		
<b>【D 種優先株式の希薄化率 (ご参考)】</b>		
	株 式 数	議決権の総数
D 種優先株式の取得請求権の行使により交付される最大の当社普通株式数・議決権の総数	67,567,567 株	675,675 個 (A)
D 種優先株式割当てに係る募集事項の決定前における発行済株式総数・議決権の総数	178,867,630 株	1,785,077 個 (B)
希薄化率	(A+B) ×100 (%)	37.85%
(平成 24 年 10 月 31 日現在)		
<p>なお、D 種優先株式の発行により調達する資金は、きらやか銀行が発行する第 V 種優先株式 (100 億円) の払込金の一部として充当されることを通じてきらやか銀行の貸出金等の運転資金に全額充当されることから、今後の当社グループの企業価値の向上を通じ、株主の利益に資するものと考えております。</p>		

## 5. 割当先の選定理由等

### (1) 本優先株式の割当予定先の概要

① 名 称	株式会社整理回収機構
② 所在地	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号 中野坂上サンブライトツイン
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 昇三
④ 事業内容	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け・金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け・信託受益権等の買取り等
⑤ 資本金	12,000 百万円
⑥ 設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日
⑦ 発行済株式数	普通株式 24 万株
⑧ 決算期	3 月
⑨ 従業員数	395 名 (平成 24 年 10 月 1 日現在)
⑩ 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%

⑪ 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先は、当社発行の A 種優先株式（200 億円）と B 種優先株式（300 億円）の全部を有しております。なお、B 種優先株式は議決権を有しておりますが、A 種優先株式については、議決権を有していません。		
人 的 関 係	同社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はございません。また、同社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間に、特筆すべき人的関係はございません。		
取 引 関 係	同社と割当予定先との間に、特筆すべき取引関係はございません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、同社の関連当事者に該当していません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、同社の関連当事者に該当していません。		
⑫ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 純 資 産	126,019	124,264	272,823
連 結 総 資 産	2,161,958	2,004,818	1,727,215
1 株当たり連結純資産(円)注	28,504	28,066	65,205
連 結 経 常 収 益	105,813	106,243	123,676
連 結 経 常 利 益 ( 損 失 )	21,498	29,454	△4,339
連 結 当 期 純 利 益	32,311	29,303	92,401
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 ( 円 ) 注	8,077	7,325	23,100
1 株当たり配当金(円)注	0	0	0

注 1 株当たりの計数算出については、優先株式を含まない。(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 割当予定先を選定した理由

金融機能強化法に基づき、当社は、協定銀行である株式会社整理回収機構に対して本優先株式を割り当てます。

(3) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本優先株式の発行は、金融機能強化法に基づくものであり、また、本優先株式の割当先である株式会社整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社であります。従いまして、本優先株式の払込みは確実に行われるものと判断しております。

(4) 転換（行使）制限について

本優先株式は、金融機能強化法に基づくものであります。割当先である株式会社整理回収機構が本優先株式を普通株式に転換して市場売却等を行うことも考えられますが、その際には、預金保険機構において、当該処分が、方法及び規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点から審査することとされております。また、割当先により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はありません。

このため、本優先株式は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 2 項に定める適用除外に該当することから、当社と割当先は、割当先による株券への転換を制限する措置を講じる予定はありません。



6. 募集後の大株主及び持株比率等

(1) 普通株式

募集前（平成 24 年 10 月 31 日）	
株式会社みずほコーポレート銀行	3.36%
きらやか銀行行員持株会	3.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	3.00%
三井住友海上火災保険株式会社	1.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.65%
株式会社エスグラントコーポレーション	0.93%
東京海上日動火災保険株式会社	0.79%
株式会社七十七銀行	0.71%
カメイ株式会社	0.69%
仙台銀行職員持株会	0.68%

注 1. 今回の第三者割当増資による普通株式の持株比率の変更はありません。

2. 当社は平成 24 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会に出席するための株主を確定するために同年 10 月 31 日を基準日として設定しましたので、同日時点の状況を記載しております。

(2) A 種優先株式（議決権なし）

募集前（平成 24 年 10 月 31 日）		募集後（平成 24 年 12 月 28 日（予定））	
株式会社整理回収機構	100.00%	—	—

注 今回第三者割当増資の発行日に全株式を取得（消却）する予定です。

(3) B 種優先株式（議決権あり）

募集前（平成 24 年 10 月 31 日）		募集後（平成 24 年 12 月 28 日（予定））	
株式会社整理回収機構	100.00%	株式会社整理回収機構	100.00%

(4) C 種優先株式

募集前		募集後（平成 24 年 12 月 28 日（予定））	
—	—	株式会社整理回収機構	100.00%

(5) D 種優先株式

募集前		募集後（平成 24 年 12 月 28 日（予定））	
—	—	株式会社整理回収機構	100.00%

(6) 本優先株式発行後、B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式の全てが普通株式に転換された場合における株式会社整理回収機構の持株比率（上限）の状況（見込み）

募集前 (注 1.)	B 種優先株式の全てが普通株式に転換された場合 (注 2.)	B 種に加え C 種及び D 種優先株式の全てが普通株式に転換された場合	
		B 種+C 種 (注 3.)	B 種+C 種+D 種 (注 4.)
株式会社整理回収機構	—	78.31%	84.95%
			85.76%

注 1. 平成 24 年 10 月 31 日現在の普通株式の発行済株式総数 178,867,630 株を基準としております。

2. B種優先株式の下限取得価額である(302÷6.5)円でB種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の普通株式645,695,364株を株式会社整理回収機構が全て保有した前提で記載しております。
3. C種優先株式の下限取得価額である55円でC種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の普通株式363,636,363株を株式会社整理回収機構が全て保有した前提で記載しております。
4. D種優先株式の下限取得価額である148円でD種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の普通株式67,567,567株を株式会社整理回収機構が全て取得した前提で記載しております。

#### 7. 今後の見通し

自己資本の充実により、財務基盤の健全性が一層向上することから、当社グループの主要営業基盤である山形・宮城両県内をはじめとした、被災地域の経済活性化を図るため、復興支援を継続的に推進し、積極的かつ円滑な資金供給機能を十分発揮できるものと考えております。

#### 8. 企業行動規範上の手続き

当社取締役会は、本優先株式発行による希薄化率が25%以上となり、東証の定める有価証券上場規程第432条第1号の定めに従い独立第三者からの意見入手を要することから、経営陣から一定程度独立した者として当社社外監査役に本優先株式発行に関する諮問を行いました。本日開催の取締役会に出席した当社社外監査役2名(当社の社外監査役3名のうち1名は欠席)全員は、本資金調達の必要性及び他の資金調達手段との比較での相当性の観点から本優先株式発行が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであり、また、本優先株式の商品性に関しては、本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、さらにきらやか銀行が独立した第三者機関(野村證券株式会社)より取得した価値算定書も参照した上で決定していること等から妥当であるとの意見を、取締役会にて表明しております。当社取締役会は、当該社外監査役の意見を尊重した上で本優先株式発行を決議することといたしました。

#### 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績(連結)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結経常収益(百万円)	—	—	—
連結経常利益(百万円)	—	—	—
連結当期純利益(百万円)	—	—	—
1株当たり連結当期純利益(円)	—	—	—
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	—	—	—

注 当社は平成24年10月1日設立のため、最近3年間の業績はありません。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年10月31日現在)

種類	株式数	発行済普通株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 178,867,630株	100.00%
	A種優先株式 100,000,000株	(注1.) —%
	B種優先株式 130,000,000株	72.68%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	A種優先株式 144,927,536株	81.03%
	B種優先株式(注2.) —株	(注2.) —%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	A種優先株式 363,636,363株	203.30%
	B種優先株式 645,695,364株	360.99%

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
-------------------------	---	---

- 注 1. A種優先株式は議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。
2. B種優先株式の当初転換価額は平成25年4月1日に決定されるため、現時点における潜在株式数及び発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	—	—	—
高 値	—	—	—
安 値	—	—	—
終 値	—	—	—

注 当社は平成24年10月1日設立のため、最近3年間の株価の状況はありません。

② 最近6か月間の状況

	平成24年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	—	—	—	100円	130円	244円
高 値	—	—	—	134円	224円	272円
安 値	—	—	—	89円	126円	202円
終 値	—	—	—	128円	224円	204円

注 当社は平成24年10月1日設立のため、平成24年9月以前の株価の状況はありません。また、平成24年12月の株価については、平成24年12月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成24年12月11日
始 値	207円
高 値	209円
安 値	202円
終 値	204円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当なし

10. 発行内容

別紙①「株式会社じもとホールディングスC種優先株式発行要項」、別紙②「株式会社じもとホールディングスD種優先株式発行要項」をご覧ください。

以 上

株式会社じもとホールディングス  
C種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社じもとホールディングス C種優先株式 (以下「C種優先株式」という。)
2. 募集株式の数  
100,000,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき金 200 円 (総額金 20,000,000,000 円)
4. 増加する資本金の額  
1 株につき金 100 円 (総額金 10,000,000,000 円)
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき金 100 円 (総額金 10,000,000,000 円)
6. 募集方法  
第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に C種優先株式の全株を割り当てる。
7. 申込期日  
平成 24 年 12 月 28 日
8. 払込期日 (発行日)  
平成 24 年 12 月 28 日

9. C種優先配当金

(1) C種優先配当金

当社は、定款第 51 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日 (以下「C種優先期末配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載または記録された C種優先株式を有する株主 (以下「C種優先株主」という。) または C種優先株式の登録株式質権者 (以下「C種優先登録株式質権者」という。) に対し、当該 C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、C種優先株式 1 株につき、C種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、下記(2)に定める配当年率 (以下「C種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。) (以下「C種優先配当金」という。) の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において C種優先株主または C種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) C種優先配当年率

平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る C種優先配当年率

C種優先配当年率＝初年度C種優先配当金÷C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)をC種優先配当年率決定日として算出する。)に1.15%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

C種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋1.15%

なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「C種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、C種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

### (3) 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

### (4) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

## 10. C種優先中間配当金

当社は、定款第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下「C

種優先中間配当金」という。)を行う。

## 11. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

### (2) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## 12. 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部(C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部(C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部(C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 13. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権

C種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

### (2) 取得を請求することができる期間

平成24年12月29日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円(ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満た

ない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

普通株式 1 株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C 種優先株式の発行日の時価とする。C 種優先株式の発行日の時価とは、平成 24 年 12 月の第 3 金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

55 円（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. C 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行



われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得

条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

#### (9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### (10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### (11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

### 14. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

## (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

## 15. 普通株式を対価とする一斉取得

### (1) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

### (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

## 16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

### (1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

### (2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

## 17. 優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

## 18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

## 19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上

株式会社じもとホールディングス  
D種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社じもとホールディングス D 種優先株式（以下「D 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
50,000,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき金 200 円（総額金 10,000,000,000 円）
4. 増加する資本金の額  
1 株につき金 100 円（総額金 5,000,000,000 円）
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき金 100 円（総額金 5,000,000,000 円）
6. 募集方法  
第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に D 種優先株式の全株を割り当てる。
7. 申込期日  
平成 24 年 12 月 28 日
8. 払込期日（発行日）  
平成 24 年 12 月 28 日
9. D 種優先配当金
  - (1) D 種優先配当金  
当社は、定款第 51 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日（以下「D 種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された D 種優先株式を有する株主（以下「D 種優先株主」という。）または D 種優先株式の登録株式質権者（以下「D 種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該 D 種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「D 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）（以下「D 種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
  - (2) D 種優先配当率  
平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る D 種優先配当率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)とする。

平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(ただし、当該日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

#### (3) 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### (4) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第

763 条第 12 号ロもしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 10. D 種優先中間配当金

当社は、定款第 52 条に定める中間配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対し、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D 種優先株式 1 株当たり、各事業年度における D 種優先配当金の額の 2 分の 1 の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D 種優先中間配当金」という。）を行う。

#### 11. 残余財産の分配

##### (1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過 D 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

##### (2) 非参加条項

D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

##### (3) 経過 D 種優先配当金相当額

D 種優先株式 1 株当たりの経過 D 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に D 種優先配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の D 種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対して D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 12. 議決権

D 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D 種優先株主は、D 種優先配当金の額全部（D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D 種優先配当金の額全部（D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D 種優先配当金の額全部（D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### 13. 普通株式を対価とする取得請求権

##### (1) 取得請求権

D 種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有する D 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は D 種優先株主がかかる取得の請求をした D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 D 種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をす

ることができないものとする。

ただし、下記(3)に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

平成 25 年 6 月 29 日から平成 49 年 12 月 28 日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D 種優先株式の取得と引換えに、D 種優先株主が取得の請求をした D 種優先株式数に D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した



場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ、(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額

(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第 15 項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 34 年 12 月 29 日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D 種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を D 種優先株主に対して交付するものとする。なお、D 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 13 項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D 種優先株式の取得と引換えに、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過 D 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第 11 項(3)に定める経過 D 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過 D 種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする一斉取得

(1) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない D 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、各 D 種優先株主に対し、その有する D 種優先株式数に D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の当社の普通株式の毎日の

終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上